

情報倶楽部

29年6月

No. 255

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 役員給与の定期同額が見直し

Q. 役員給与の取扱いが改正になったと聞きました。どのようになったのですか？

A. 定期同額給与の対象範囲が拡大されました。

法人税では、役員給与は原則として損金不算入、一定の要件を満たす定期同額給与及び事前確定届出給与、利益連動給与のうち一定の金額は損金算入が認められます。

このうち、今年度の税制改正では、定期同額給与が見直されることになりました。

定期同額給与とは、支給時期が1ヶ月以下の一定期間ごとで、支給額が同額の給与等のものをいい、現行では、支給する給与の額面が同額でなければ定期同額給与として認められず、損金に算入することができません。

今年度の税制改正では、定期同額給与の範囲に税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加えるとされましたので、額面から源泉所得税や住民税、社会保険料等を控除した手取り金額が同じという場合についても損金算入が認められることとなりました。

この改正は、平成29年4月1日から適用されます。

所得税

★ 個人型確定拠出年金のメリット

Q. 個人型確定拠出年金には、税制上のメリットがあるそうですが、どのようなメリットがあるのですか？

A. 個人型確定拠出年金には、次のような税制面での優遇措置があります。

① 毎月の掛金

掛金は、全額所得控除となりますので、所得税や住民税が減税になります。

掛金が多いほど、また所得が高いほど節税効果は大きくなります。

給与所得者の人は、年末調整で所得控除の手続きが終わります。

② 運用時

運用で得られた利子や配当、譲渡益は通常であれば課税されますが、個人型確定拠

出年金の運用で得たこれらの収益については全額非課税とされています。

③給付金受取時

給付金は年金か一時金で受け取ることができますが、給付金によって次のようなメリットがあります。

- ・老齢給付金(年金)・・・雑所得となり、公的年金控除の対象となる
- ・老齢給付金(一時金)・・・退職所得となり、退職所得控除が差し引かれる
- ・死亡一時金・・・相続税の対象となるが、退職手当金等となり、法定相続人1人あたり500万円まで非課税となる
- ・障害給付金・・・非課税となる

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1135.htm>

消費 税

★ 高額特定資産と消費税

Q. 高額の資産を取得した場合、消費税のしぼりがあるそうですが、どうなっているのですか？

A. 消費税では、消費税免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けていない事業者が、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れをした場合はその課税期間を含め3期間は免税事業者になることや簡易課税制度の適用を受けることができないこととなっています。

ここでいう高額特定資産とは、一の取引単位につき、1,000万円(税抜き)以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

また、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で100万円(税抜き)以上のものをいいます。

消費税では、この調整対象固定資産を①課税事業者になった課税期間の初日から2年を経過する日までに開始した各課税期間中、②新設法人の基準期間がない事業年度の各課税期間中に取得等をして、一般課税で申告する場合にも同様の制限を課していますが、高額特定資産を取得する場合には、①や②のような期間の制限がなく、事業者免税点制度及び簡易課税制度を選択していない課税期間であれば、いつでも適用されますので、この点に注意してください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6502.htm>

源 泉 税

★ 源泉徴収事務の改正

Q. 平成29年度の税制改正で、配偶者控除等の見直しがされましたが、源泉徴収はどのようになりますか？

A. 平成29年度の税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、いわゆる103万円の壁が150万円に引き上げられるとともに、居住者の合計所得金額を1,000万円とする所得制限が設定され、居住者の合計所得と配偶者の合計所得の金額によって控除額が決まるというものに改正されました。

改正では、配偶者控除等の対象となる控除対象配偶者を「同一生計配偶者」とし、同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者を「控除対象配偶者」として定められ、さらに、合計所得金額が900万円以下の居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち、合計所得金額が85万円以下である者を「源泉控除対象配偶者」として定義付けされました。

これに伴って、源泉徴収事務も見直され、月々の源泉徴収事務については、居住者の合計所得金額が900万円以下の源泉控除対象配偶者だけとされ、居住者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告において配偶者控除の適用を受けることになります。

資 産 税

★ 贈与税の納税猶予と相続時精算課税の併用

Q. 贈与税の納税猶予と相続時精算課税が併用できるようになったと聞きました。どのようになったのですか？

A. 非上場株式の贈与税の納税猶予は、これまで、雇用確保要件等を満たさなくなった場合、納税猶予が取り消され、贈与税の超過累進税率が適用され、相続税より多額の税金を支払わなければならないというリスクがあったので、導入に二の足を踏むところがあり、事業承継税制があまり進んでいませんでした。

そこで、このリスクを軽減するため、平成29年度の税制改正において、相続時精算課税制度に係る贈与について、非上場株式等の贈与税に係る納税猶予制度の適用対象に含めるとする改正が行われました。

これによって、非上場株式についても相続時精算課税を適用できることとなり、仮に納税猶予が取り消しになったとしても、相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円適用後に一律20%の贈与税額を納付し、相続が発生したときには、相続で株式を取得した場合の相続税と同じ取扱いとなり、納税猶予取消時に相続税よりも高額な贈与税を納税するリスクは相当下がることになりました。

この取扱いは、平成29年1月1日以後に贈与により取得する非上場株式等から適用されます。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/souzokuzouyo_aramashi.pdf